

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 保育課

許認可等の内容		教育・保育認定給付認定の変更
根拠法令等及び条項		子ども・子育て支援法第23条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	子ども・子育て支援法第20条第6項
	設定等年月日	平成27年 4月 1日設定 令和 元年10月 1日最終変更
	標準処理期間	30日以内
審査 基準	根拠条項	子ども・子育て支援法第23条第1項 子ども・子育て支援法施行規則第10条
	参考事項	栃木市子ども・子育て支援法施行細則
	設定等年月日	平成27年 4月 1日設定 令和 元年10月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>子ども・子育て支援法 抜粋 (教育・保育給付認定の変更)</p> <p>第二十三条 教育・保育給付認定保護者は、現に受けている教育・保育給付認定に係る当該教育・保育給付認定子どもの該当する第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、教育・保育給付認定の変更の認定を申請することができる。</p> <p>2 市町村は、前項の規定による申請により、教育・保育給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。</p> <p>3 第二十条第二項、第三項、第四項前段及び第五項から第七項までの規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>4 市町村は、職権により、教育・保育給付認定保護者につき、第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(以下「満三歳未満保育認定子ども」という。)が満三歳に達したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。</p> <p>5 第二十条第二項、第三項及び第四項前段の規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定め</p>	

る。

6 市町村は、第二項又は第四項の教育・保育給付認定の変更の認定を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、支給認定証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

子ども・子育て支援法施行規則 抜粋

(法第二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項)

第十条 法第二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 該当する法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 保育必要量
- 三 教育・保育給付認定の有効期間
- 四 利用者負担額に関する事項